

第1号議案－2

広島県教育委員会規則等の制定及び一部改正について

県立学校職員の介護支援部分休暇に関する訓令の制定について、次のとおり提案します。

令和3年3月24日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 提案の要旨

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年広島県条例第5号）の一部改正に伴い、同条例第14条の3第2項の任命権者が定める時間を定めるため、教育委員会訓令を制定する。

2 制定内容

県立学校における、介護支援部分休暇の期間の単位となる時間は、常勤職員の1週間当たりの正規の勤務時間から地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児短時間勤務の例による場合における勤務時間を減じた時間とする。

3 訓令案

別紙のとおり

4 施行期日

令和3年4月1日

5 根拠規定

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

（介護支援部分休暇）

第14条の3 （略）

- 2 介護支援部分休暇の期間は、任命権者が定める時間を単位として、第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間の2分の1（育児休業法第19条第1項の規定により部分休業を承認されている職員、職員の高齢者部分休業に関する条例（平成26年広島県条例第1号）第2条第1項の規定により高齢者部分休業を承認

されている職員，第1号介護休暇を承認されている職員，前条第1項に規定する介護時間を承認されている職員，次条第1項に規定する子育て支援部分休暇を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員にあっては，第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間の2分の1から当該部分休業，高齢者部分休業，第1号介護休暇，介護時間及び子育て支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間）を超えない範囲において必要と認められる期間とする。

3-5 (略)

6 その他

介護支援部分休暇の1週間当たりの期間は，次のいずれかとなる。

- (1) 5日において1日につき3時間50分（週19時間10分）
- (2) 5日において1日につき2時間50分（週14時間10分）
- (3) 2日において1日につき7時間45分（週15時間30分）
- (4) 2日において1日につき7時間45分及び1日において1日につき3時間50分（週19時間20分）

広島県教育委員会訓令第 号

県立学校

県立学校職員の介護支援部分休暇に関する訓令を次のように定める。

令和三年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平川 理恵

県立学校職員の介護支援部分休暇に関する訓令

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第十四条の三第二項の任命権者が定める時間は、常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間（同条例第二条第一項及び第三条に規定する勤務時間をいう。）から地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項第一号から第四号までの規定を準用する場合における勤務時間を減じた時間とする。

附 則

この教育委員会訓令は、令和三年四月一日から施行する。